

令和7年1月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第39号	伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係 令和7年1月に支給する期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係 令和8年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課
第40号	伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係 令和7年1月に支給する期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係 令和8年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課
第41号	伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】 人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告を踏まえ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p>	職員課

	例	<p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 令和7年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.025月分引き上げるもの</p> <p>イ 給料表の改定を行うもの</p> <p>ウ 通勤手当及び宿日直手当の額を引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和8年6月以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するもの</p>	
第42号	伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.025月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和8年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課
第43号	伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げる</p>	経営企画部総務課

		もの (2) 第2条関係 令和8年6月以降に支給する期末手当 の支給月数を改正するもの	
--	--	--	--